

放課後児童健全育成事業の 設備及び運営の基準に関する 条例(素案)(骨子)

平成26年6月27日

1. 制定の目的

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める。

2. 定める項目

運営の基準については、国が定める次の基準を踏まえ、区が条例として策定する必要がある。

(1)従うべき基準 : 放課後児童支援員の資格及び員数

(2)参酌すべき基準:(1)以外の事項

区は、国の基準を基本としつつ、子ども・子育て部会等での議論を勘案して基準を定める。

3. 主な項目の基準

項目	国基準(要旨)		区基準案
一般原則	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生が支援の対象になる。	参	国基準どおり
設備	・遊びと生活の場としての機能と静養するための機能を備えた専用区画を設けること。 ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。	参	国基準どおり
職員	支援員(有資格者)は、支援の単位ごとに2人以上とするが、そのうち1人は補助員に代えることができる。	従	国基準どおり
	1つの支援の単位の児童数は、おおむね40人以下とする。	参	国基準どおり
開所時間及び日数	・平日は1日3時間、休日は1日8時間以上を原則とする。 ・年間250日以上を原則とする。	参	国基準どおり
その他の基準	・事業所ごとに運営規程を定めること(事業目的・運営方針、職員の職種・員数・職務内容、開所日・時間、利用料、利用定員、非常災害対策、虐待の防止のための措置)。 ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。 ・常に保護者と密接な連絡をとり、児童の健康と行動を説明し、支援の内容等について保護者の理解と協力を得るよう努めること。 ・区、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たること。 ・事故が発生した場合は、速やかに区、保護者に連絡を行い、必要な措置を講じること。	参	国基準どおり

「従」は従うべき基準、「参」は参酌すべき基準